

令和6年能登半島地震・奥能登豪雨災害対策特別融資制度要綱

1 目的

令和6年能登半島地震及び令和6年奥能登豪雨（以下「令和6年能登半島地震等」という。）による被災からの復旧・復興に向け、事業の再建に必要な資金及び経営安定のために要する資金を円滑に供給し、県内中小企業者の経営の安定に資することを目的とする。

2 融資対象

次のいずれかに該当し、かつ経営行動に係る計画（以下「計画」という。）を策定した中小企業者（令和6年能登半島地震による災害に関し、災害救助法の適用を受け、かつ中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号。以下「保険法」という。）第2条第5項第4号の規定により経済産業大臣の指定を受けた石川県の地域内に事業所を有するものに限る。）。ただし、（1）については、七尾市、輪島市、珠洲市、志賀町、穴水町、能登町に事業所を有するものに限る。（注1）

（1）保険法第2条第5項第4号（令和6年能登半島地震による指定に限る）の規定による認定を受けていること（注2）

（2）次のいずれにも該当すること

① 激甚災害（激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律に基づいて指定された令和6年以降に発生した災害のうち、石川県内を災害関係保証の適用地域に含むものに限る。）を受けたこと（注2）

② なりわい再建支援補助金など令和6年能登半島地震等で被害を受けた施設又は設備の復旧に係る補助金の交付決定を受けていること。ただし、罹災証明書（令和6年能登半島地震等による災害に係るものに限る）又は建築士による証明（別記様式第3、4、5）において、半壊以上と判定された場合は当該交付決定を不要とする

3 資金の使途

事業の再建に必要な事業資金又は経営の安定に必要な事業資金とする。（注3）

4 融資条件

（1）融資限度額

1億円。

（2）融資期間

10年以内（うち据置期間は5年以内）とする。

（3）利率

別途、定める利率とする。

（4）担保

必要に応じて徴求することとする。

（5）保証人

原則として法人代表者以外の連帯保証人は徴求しない。

また、経営者保証免除対応（以下「免除対応」という。）（注4）を適用する場合は法人代表者の連帯保証を徴求しない。

（6）貸付形式

証書貸付又は手形貸付とする。

(7) 返済方法

原則として、均等分割返済とする。ただし、融資期間が1年以内の場合は一括返済でも差し支えないものとする。

5 信用保証

本制度は、石川県信用保証協会の経営安定関連保証又は災害関係保証を必須とする。

6 申込手続

2(1)に係るものは、借入申込書(別記様式第1)の写し、市町の認定書の写し及び計画書を金融機関経由で石川県信用保証協会に申し込むものとする。

2(2)に係るものは、借入申込書(別記様式第1)の写し、罹災証明書(令和6年能登半島地震等による災害に係るものに限る)、補助金の交付決定通知書の写し(建物全半壊の場合はその証明書類)及び計画書を金融機関経由で石川県信用保証協会に申し込むものとする。

7 金融機関の責務及び報告

(1) 金融機関は、原則として四半期に1回、経営の状況を確認するとともに、中小企業者から計画の実行状況等の報告を受けるものとする。

(2) 金融機関は、中小企業者に対し、当初策定した当該計画の見直し及び同計画を進めるための経営支援を行うものとする。

(3) 金融機関は、原則として、計画を策定した日の属する事業年度から5事業年度にわたり、年1回中小企業者の事業年度毎に、信用保証協会に対し、中小企業者の計画の実行状況及び財務状況並びに金融機関の経営支援状況を電子データで報告しなければならない。なお、同データのうち、業種、従業員数及び財務状況については、信用保証協会を経由して経済産業省に送付するものとする。金融機関が報告しなかった場合は、当該案件に係る代位弁済請求を行う時にその理由を記載した書面を信用保証協会に提出するものとする。

8 取扱期間

令和6年2月28日から令和8年3月31日までに石川県信用保証協会が保証申込を受け付けたものとする。ただし、2(2)については、上記期間内に信用保証協会が保証申込を受け付けたものであって、当該激甚災害のあった日から当該激甚災害に係る災害関係保証の適用期限までに融資実行されたものとする。

注1：令和6年1月1日から令和6年2月27日までに石川県信用保証協会が石川県物価高騰対策等総合支援特別融資に係る保証申込を受け付け、「2 融資対象」に該当するものについては、本制度の遡及適用対象とする。

注2：保険法第3条の3の規定による特別小口保険に係る保証を除く。

注3：新規融資に限る。

注4：次の①及び②を満たす場合に、保証料率を0.2%上乗せすることにより経営者保証を免除することができる。

- ① 令和２年１月２９日時点における直近の決算から経営者保証免除対応確認書記入日時点における直近の決算までのいずれかにおいて資産超過であること。
- ② 直近の決算における法人と代表者との関係において、法人と経営者の資産・経理が明確に区分されており、法人と経営者の間の資金のやりとり（役員報酬・賞与、配当、オーナーへの貸付け等）について、社会通念上適切な範囲を超えていない。

附 則

本要綱に定める制度は国が定める「伴走支援型特別保証制度」に対応するものである。

附 則

本要綱は、令和６年２月２８日から施行する。

附 則

本要綱は、令和６年７月１日から施行する。

附 則

本要綱は、令和６年１０月１日から施行する。

附 則

本要綱は、令和６年１０月１７日から施行する。

附 則

本要綱は、令和６年１０月３０日から施行する。

附 則

本要綱は、令和７年４月１日から施行する。

附 則

本要綱は、令和７年１０月１日から施行する。

(別記様式第1)

年 月 日

(金融機関)

様

所在地
(住所)
企業名
代表者名

令和6年能登半島地震・奥能登豪雨災害対策特別融資借入申込書

上記資金の借入れをしたいので、令和6年能登半島地震・奥能登豪雨災害対策特別融資制度要綱に基づき、下記の通り申し込みます。

記

申込金額 金 円

償還方法 分割 (カ月)
うち据置期間 (カ月)

保証人 (住所、氏名、職業)

(別記様式第2)

年 月 日

石川県知事 様

(金融機関名)

令和6年能登半島地震・奥能登豪雨災害対策特別融資実行通知書

企 業 名 (組合名)			所 在 地		
代表者名			業 種	1 製造業	2 建設業
資 本 金	(法人のみ)	円		3 卸小売業	4 飲食業
				5 運送業	6 サービス業
			7 その他 ()		
融資実行金額 円				融資利率	
				%	
				※当初5年間0%	
				(固定・変動)	
融資期間	年 月 日 ~ 年 月 日 (年 カ月間)				
うち 据置期間	年 月 日 ~ 年 月 日 (年 カ月間)				
償還方法	年 月 日から 毎月ごとに 円返済 ごとに				
担保の有無 (種別に○印)	有・無	信用保証 (種別に○印)	有 (経営安定関連保証第4号 災害関係保証)		
備 考	資金使途 (具体的に)				
(注) 本店でとりまとめのうえ送付すること。			取扱支店名		

(別記様式第3)

令和6年能登半島地震等による被災を証する書類（施設）

※地震による被害

令和 年 月 日

（事業者） 様

（調査建築士）

住 所

名 称

連絡先 ()

（記名押印 または 署名(手書き)）

以下の施設について、令和6年能登半島地震等による被災の状況を調査した結果、以下のとおり被災状況を確認したので報告致します。

記

保有建築資格種類	[登録番号]
調査年月日	
被災建物所在	
所有者名（事業者名）	
家屋番号又は附属建物種類	
建物の種類	
被災の原因及び状況の概略	

（１）【外観による調査結果詳細】※該当のチェック欄にレ点（１箇所のみ）

番号	項目	チェック	被災規模
①	一見して建物全部が倒壊	☐	全壊
②	一見して建物の一部の階が全部倒壊	☐	全壊
③	【木造・プレハブのみ】一見して建物全部が流出又はずり落ち	☐	全壊
④	【木造・プレハブのみ】地盤の液状化等により基礎のいずれかの辺が全部破壊かつ基礎直下の地盤が流出・陥没	☐	全壊
⑤	【木造・プレハブのみ】地盤面の亀裂が住家直下を縦断・横断	☐	全壊

（２）【傾斜による判定】※（１）のいずれにも該当しない場合

①	外壁又は柱の傾斜が【木造・プレハブ】：1/20 以上、 【非木造】：1/30 以上	☐	全壊
②	【非木造のみ】（基礎ぐいを用いる建物について、）外壁又は柱の傾斜が1/60 以上かつ最大沈下量又は最大露出が30cm 以上	☐	全壊

(3) 【部位による判定】※(1)(2)のいずれにも該当しない場合

①	【木造・プレハブ】基礎の損傷率が75%以上 【非木造】柱又は梁の損傷率が75%以上	☐	全壊
②	建物の損害割合 ※(3)－①に該当しない場合	50%以上	☐ 全壊
		40%以上50%未満	☐ 大規模半壊
		30%以上40%未満	☐ 中規模半壊
		20%以上30%未満	☐ 半壊
		20%未満	☐ 半壊に至らない
		0%	☐ 損壊なし

※1 「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」(内閣府 令和6年5月)を参考に現地調査した結果を記載すること。

※2 複数の建物の被災状況を報告する場合、建物1棟につき1部ずつ発行すること。

※3 「全壊」または「大規模半壊」と判断した場合、判断の根拠の説明を付した写真及び当該建物が分かる平面図を添付すること。

(別記様式第4)

令和6年能登半島地震等による被災を証する書類（施設）※水災用

令和 年 月 日

(事業者) 様

(調査建築士)

住 所

名 称

連絡先 ()

(記名押印 または 署名(手書き))

以下の施設について、令和6年能登半島地震等による被災の状況を調査した結果、以下のとおり被災状況を確認したので報告致します。

記

保有建築資格種類	[登録番号]
調査年月日	
被災建物所在	
所有者名(事業者名)	
家屋番号又は附属建物種類	
建物の種類	
被災の原因及び状況の概略	

1 木造・プレハブの調査結果詳細 ※該当のチェック欄にレ点(1箇所のみ)

(1)【外観による判定】

番号	項目	チェック	被災規模
①	一見して建物全部が倒壊	☐	全壊
②	一見して建物の一部の階が全部倒壊	☐	全壊
③	一見して建物全部が流失	☐	全壊
④	基礎のいずれかの辺が全部破壊し基礎直下の地盤が流出・陥没	☐	全壊

(2)【浸水深による判定】※(1)のいずれにも該当しない場合

(2)―1 津波や河川の氾濫に伴う水流やがれきの衝突等により外壁及び建具が破壊されている場合

①	建物流失又は床上1.8m以上の浸水	50%以上	☐	全壊
②	床上1m以上1.8m未満の浸水	40%以上50%未満	☐	大規模半壊
③	床上0.5m以上1m未満の浸水	30%以上40%未満	☐	中規模半壊
④	床上0.5m未満の浸水	20%以上30%未満	☐	半壊
⑤	床下浸水	10%未満	☐	準半壊に至らない (一部損壊)

(2) — 2 ※ (2) — 1に該当しない場合

①	床上 1.8m以上の浸水	40%以上50%未満	☐	大規模半壊
②	床上 1m以上 1.8m未満の浸水	30%以上40%未満	☐	中規模半壊
③	床上 0.1m 以上 1m未満の浸水	20%以上30%未満	☐	半壊
④	床上 0.1m 未満の浸水	10%以上20%未満	☐	準半壊
⑤	床下浸水	10%未満	☐	準半壊に至らない (一部損壊)

2 非木造の調査結果詳細 ※該当のチェック欄にレ点 (1箇所のみ)

(1) 【外観による判定】

番号	項目	チェック	被災規模
①	一見して建物全部が倒壊	☐	全壊
②	一見して建物の一部の階が全部倒壊	☐	全壊

(2) 【傾斜による判定】※ (1) のいずれにも該当しない場合

①	外壁又は柱の傾斜が 1/30 以上	☐	全壊
②	(基礎ぐいを用いる建物について、) 外壁又は柱の傾斜が 1/60 以上かつ最大沈下量又は最大露出量が 30 cm以上	☐	全壊

(3) 【部位による判定】※ (1) (2) のいずれにも該当しない場合

①	柱 (又は耐力壁) 又は梁の損傷率が 75%以上	☐	全壊
②	建物の損害割合 ※ (3) — ①に該当しない場合	50%以上	全壊
		40%以上50%未満	大規模半壊
		30%以上40%未満	中規模半壊
		20%以上30%未満	半壊
		10%以上20%未満	準半壊
		10%未満	準半壊に至らない (一部損壊)

(留意事項)

- ※ 1 「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」(内閣府 令和6年5月)を参考に現地調査した結果を記載すること。
- ※ 2 複数の建物の被災状況を報告する場合、建物1棟につき1部ずつ発行すること。
- ※ 3 「全壊」または「大規模半壊」と判断した場合、判断の根拠の説明を付した写真及び当該建物が分かる平面図を添付すること。

(別記様式第5)

令和6年能登半島地震等による被災を証する書類（施設）

※液状化等による地盤被害

令和 年 月 日

（事業者） 様

（調査建築士）

住 所

名 称

連絡先 ()

（記名押印 または 署名(手書き)）

以下の施設について、令和6年能登半島地震等による被災の状況を調査した結果、以下のとおり被災状況を確認したので報告致します。

記

保有建築資格種類	[登録番号]
調査年月日	
被災建物所在	
所有者名（事業者名）	
家屋番号又は附属建物種類	
建物の種類	
被災の原因及び状況の概略	

（１）【外観による調査結果詳細】※該当のチェック欄にレ点（１箇所のみ）

番号	項目	チェック	被災規模
①	一見して建物全部が倒壊	☐	全壊
②	一見して建物の一部の階が全部倒壊	☐	全壊
③	地盤の液状化等により基礎のいずれかの辺が全部破壊かつ基礎直下の地盤が流出	☐	全壊

※（１）のいずれにも該当しない場合、（２）・（３）いずれかで判定

（２）【傾斜による判定】

①	外壁又は柱の傾斜が 1/20 以上	☐	全壊
②	不同沈下があり、傾斜が 1/60 以上 1/20 未満	☐	大規模半壊
③	不同沈下があり、傾斜が 1/100 以上 1/60 未満	☐	半壊

(3) 【建物の潜り込みによる判定】

①	床上 1 m までのすべての部分が地盤面下に潜り込み	☐	全壊
②	床までのすべての部分が地盤面下に潜り込み	☐	大規模半壊
③	基礎の天端下 25cm までのすべての部分が地盤面下に潜り込み	☐	半壊

※ (1) (2) (3) のいずれにも該当しない場合、地震・水害等通常の被害認定調査による判定を行う。

※ 1 「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」(内閣府 令和 6 年 5 月)を参考に現地調査した結果を記載すること。

※ 2 複数の建物の被災状況を報告する場合、建物 1 棟につき 1 部ずつ発行すること。

※ 3 「全壊」または「大規模半壊」と判断した場合、判断の根拠の説明を付した写真及び当該建物が分かる平面図を添付すること。